

【勘定科目の説明】

資金収支計算書	
学生生徒等納付金収入	入学・在学することを条件に納付するもので、教育サービスの対価として徴収するもの。授業料収入、入学金収入等。
手数料収入	学校が利益を提供した対価として徴収する料金。入学検定料収入、試験料収入、証明手数料収入等。
寄付金収入	学校法人が寄付金として収受したものの。特別寄付金収入、一般寄付金収入等。
補助金収入	国、地方公共団体及びこれに準ずる団体から交付される補助金。国庫補助金収入等。
資産売却収入	学校法人の持っている固定資産を売却した時に発生する収入で、有価証券や土地等の売却時に発生する収入。施設売却収入、設備売却収入、有価証券売却収入等。
付随事業・収益事業収入	学校法人の付帯事業で発生する、受託研究や収益事業で得られる収入。補助活動収入、附属事業収入、受託事業収入等。
受取利息・配当金収入	第3号基本金引当特定資産の運用によって得られた収入や、その他の預金、貸付金等の利息、金融商品の運用利息・配当などの収入。第3号基本金引当特定資産運用収入、その他の受取利息・配当金収入。
雑収入	上記の「学生生徒等納付金収入」～「受取利息・配当金収入」以外の学校法人に帰属する収入で、退職金財団交付金、学校の施設・教室の貸出の使用料、固定資産に含まれない物品の売却による収入。施設利用料収入、私立大学退職金財団交付金収入、その他の雑収入等。
借入金等収入	学校法人が外部資金を導入する場合の収入で、借入金や学校債などの収入。長期借入金収入、短期借入金収入、学校債収入。
前受金収入	学校法人では、翌年度入学生の学生生徒等納付金を前年度に収納し、前受金収入として計上する。授業料前受金収入、入学金前受金収入等。
その他の収入	上記の「学生生徒等納付金収入」～「前受金収入」以外の収入で、資金源泉からの収入。第2号基本金引当特定資産取崩収入、第3号基本金引当特定資産取崩収入、(何)引当特定資産取崩収入等。
資金収入調整勘定	期末未収入金、前期末前受金等。
前年度繰越支払資金	前年度末の現預金残高に一致し、当該年度に繰り越された支払資金。
人件費支出	学校法人との雇用契約に基づく教職員等への支出。教員人件費支出、職員人件費支出、役員報酬支出、退職金支出等。
教育研究経費支出	教育研究のために要する経費支出。消耗品費支出、光熱水費支出、旅費交通費支出、奨学費支出等。
管理経費支出	教育研究経費支出以外の経費支出。消耗品費支出、光熱水費支出、旅費交通費支出等。
借入金等利息支出	借入金に対する利息分の支出。借入金利息支出、学校債利息支出。
借入金等返済支出	借入金に対する元本部分の支出。借入金返済支出、学校債返済支出。
施設関係支出	土地、建物、構築物、建設仮勘定、借地権、施設利用権等土地や土地に付着する固定資産の支出。土地支出、建物支出、構築物支出、建設仮勘定支出。
設備関係支出	耐用年数が1年以上の機器備品、図書、車両、電話加入権等の支出。教育研究用機器備品支出、管理用機器備品支出等。
資産運用支出	資産の運用を目的とし、主に金融資産を取得するための支出。有価証券購入支出、第2号基本金引当特定資産繰入支出、第3号基本金引当特定資産繰入支出、(何)引当特定資産繰入支出等。
その他の支出	上記の「人件費支出」～「資産運用収入」以外の支出。貸付金支払支出、前期末未払金支払支出、預り金支払支出等。
資金支出調整勘定	期末未払金、前期末前払金等。
翌年度繰越支払資金	当該年度の現預金の残高に一致して、翌年度に繰り越される支払資金。
事業活動収支計算書	
教育活動収支	経常的な収支のうち、教育活動外収支以外のもの。学生生徒等納付金、人件費、教育研究経費等。
教育活動外収支	経常的な収支のうち、財務活動(資金調達・資金運用)及び収益事業にかかる活動によるもの。受取利息・配当金、借入金等利息等
特別収支	特殊な要因によって一時的に発生した臨時的なもの。資産売却差額、資産処分差額等。
貸借対照表	
有形固定資産	年度末後、1年を超えて使用される資産。土地、建物、教育研究用機器備品等。
特定資産	用途が特定された(特定の用途のために引き当てられた)預金、有価証券等のこと。第2号基本金引当特定資産、第3号基本金引当特定資産等。
その他固定資産	特定資産に該当しない無形固定資産など。ソフトウェア、奨学貸付金等。
流動資産	換金性が高く、通常1年以内に資金化しうる資産。現金預金、未収入金等。
固定負債	学校法人が将来的に一定の金額を第三者に対して返済等で支払わなければならない債務で、返済・支払期限が会計年度末の翌日から1年を超えて到来するもの。長期借入金、学校債、退職給与引当金等。
流動負債	学校法人が将来的に一定の金額を第三者に対して返済等で支払わなければならない債務で、返済・支払期限が会計年度末の翌日から1年以内に到来するもの。短期借入金、前受金等。
基本金	学校法人が設立され、その教育研究を安定的・永続的に営み、発展させていくための財産的基盤のこと。第1号基本金、第2号基本金等。
繰越収支差額	各年の事業収支に基本金の取引を加えた額の累計。

参考文献: 大学行政管理学会財務研究グループ(2014)『これならわかる!学校会計～いまさら聞けないこれから知りたい～』特定非営利活動法人学校経理研究所